

群馬県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の資産（公有財産を除く。以下同じ。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告掲載を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広域連合の資産への広告掲載は、広域連合の新たな財源を確保し、住民サービスの向上を図るとともに、市町村負担金の軽減を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する広域連合の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- ア 広域連合の広報印刷物
- イ 広域連合のホームページ
- ウ その他広告媒体として活用できる資産で群馬県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の決定)

第4条 広告媒体への広告掲載の適否は、広域連合長が決定する。

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又は害するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、名刺広告又は人材募集に類するもの
- (4) 広域連合が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないと認められるもの
- (8) 表示その他表現方法等が適切でないと認められるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適切でないと

認められるもの

2 広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告料)

第6条 広域連合は広告掲載の対価として、広告主から広告料を徴収する。

2 広告料は、広告媒体ごとに別に定める。ただし、入札等の方法により広告を募集する場合はこの限りでない。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格、枠数、広告料、広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する担当及び広告業務を所管する担当において定めるものとする。

(広告募集方法)

第8条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、広告業務を所管する担当が別に定める。

(審査機関)

第9条 広告媒体に掲載する広告の適否を審査するため、群馬県後期高齢者医療広域連合広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 事務局長

(2) 事務局次長兼総務課長

(3) 管理課長

(4) 給付課長

(5) 保健事業課長

3 審査会の委員長は、事務局長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第10条 審査会の会議は、広告内容等、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(広告代理店への業務委託)

第12条 広域連合長は、広告の募集等に係る事務を広告代理店に委託することができる。

(広告を掲載した物品等の受入れ)

第13条 広域連合長は、広告掲載した物品等の寄贈の申し入れがあった場合において、当該物品等に掲載される広告が第5条第2項に規定する要件を満たすときは、寄贈を受けることができる。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第9条第2項第5号の規定に関しては、平成30年4月1日から適用する。